



給付を受ける

保険給付に関する
お問い合わせ

業務課

電話 03-3666-2522

受付時間 平日 9:00～17:00

対象	こんなとき	給付名称	給付額		手続き方法	注釈			
			法定給付	紙商健保の付加給付					
本人(被保険者)のみ	業務外の病気やケガで連続4日以上会社を休み、その間の給与をもらえないとき	傷病手当金	欠勤4日目から、1日につき【直近12カ月の標準報酬月額*1を平均した額÷30】の2/3相当額 ●支給期間は、通算1年6カ月間		事業所を通じて健保組合に提出	*1 毎月の給与(各種手当含)の報酬を、きりのよい幅で区切った額のこと。全50等級に区分されている。			
	出産のため会社を休み、その間の給与をもらえないとき	出産手当金	1日につき【直近12カ月の標準報酬月額*1を平均した額÷30】の2/3相当額 ●支給期間は、出産(予定)日以前の42日(多胎の場合は98日)から出産日翌日以後56日の間				出産日が予定日より遅れたときは、遅れた期間も支給。		
本人(被保険者)と家族(被扶養者)	亡くなったとき	埋葬料・費	本人死亡 50,000円	+	本人死亡 30,000円	自動払い*3	*2 各診療月(暦月)における診療報酬明細書の1件ごと。暦月とは月の初日から末日のこと ○3/1～3/31 ×3/5～4/4 *3 支給時期は原則として、診療を受けた月の2カ月後の月末になります。 市区町村等の自治体から、乳幼児・ひとり親家庭・妊産婦・障害者等での医療助成を受けている場合は、これらの給付金が支給されない場合もあります。医療助成の受給者証をお持ちの方は、業務課までご連絡ください。		
			家族死亡 50,000円	+	家族死亡 20,000円				
	1カ月の医療費の窓口負担が30,000円*2を超えたとき	高額療養費	標準報酬月額に応じて5段階に設定された自己負担限度額を超えた額 【標準報酬月額38万円、1カ月の総医療費100万円の場合】87,430円を超えた額	+	窓口負担が30,000円(1,000円未満切捨)を超えた場合、超えた額を支給。 【左の例の場合】57,000円				
	妊娠22週目以降に産科医療補償制度*4に加入している医療機関等で出産したとき	出産育児一時金	1児につき500,000円	+	本人 23,000円 (退職後を除く) 家族 13,000円			被保険者より健保組合に提出付加給付分に直接支払制度*5は適用されないため、出産後に必ず申請してください。	*4 赤ちゃんがお産に関連した重度の脳性まひを発症した場合に、補償金を支給することで経済的負担を緩和するとともに、再発防止と医療の質の向上を目指す制度。 *5 健保組合が出産で利用された医療機関に対して、直接出産育児一時金を支払う制度。
	妊娠4カ月(85日)以上の出産で上の条件に当てはまらないとき		1児につき488,000円	+	本人 23,000円 (退職後を除く) 家族 13,000円				
やむを得ない事情で医療費を全額自己負担したとき	療養費	基準額の7割を払い戻します ※未就学児は8割、70歳以上は8割、70歳以上一定額所得者は7割になります。			被保険者より健保組合に提出	就職後、資格取得届の手続き中のため、保険診療が受けられなかった場合など。 コルセット、弾性着衣、靴型装具(靴・中敷き装具は写真の添付が必要)、眼鏡等(9歳未満で上限額あり)など。			
治療用装具等をつくったとき		基準額の7割を払い戻します ※未就学児は8割、70歳以上は8割、70歳以上一定額所得者は7割になります。							